



島根県報

令和6年11月26日（火）
第570号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定（5件）	（高齢者福祉課）	2
保安林の指定（2件）	（森林整備課）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ” ）	4

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	5
---------	---------	---

【特定調達公告】

車両捜査支援システム回線利用契約に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	5
------------------------------	--------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		8
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		9
政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体		9

【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意（2件）	（警察本部）	10
--	--------	----

告 示**島根県告示第682号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
天神中央薬局	出雲市塩冶有原町6丁目45-2	令和6年10月1日

島根県告示第683号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
さくら薬局 出雲西平田店	出雲市西平田町243番地1	令和6年11月11日

島根県告示第684号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
さくら薬局 安来赤江店	安来市赤江町1447番地1	令和6年11月11日

島根県告示第685号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
パール薬局 江津店	江津市都野津町2379-1	令和6年11月5日

島根県告示第686号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
おかだファミリークリニック	江津市都野津町2379-3	令和6年11月5日

島根県告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市大社町鷺浦字カカツ山979-1、979-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大社町鷺浦字カカツ山979-1・979-2（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町平中山ノ五456-1、456-2、458-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第689号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年11月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年10月15日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

松江市西長江町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年11月26日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札に付する事項

(1) 件名

車両捜査支援システム回線利用契約

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 契約期間等

ア 初期導入期間

契約の日から令和7年9月30日までの間とする。

イ 回線利用期間

令和7年10月1日から令和14年9月30日までの間とする。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県税を滞納していない者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係等がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)の場合については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

- (7) その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

なお、同一入札に参加する複数の者の関係が上記アからウまでのいずれかに該当する場合には、いずれの入札も無効の入札として取り扱う。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242及び2243

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和6年12月17日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和6年12月17日（火）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和7年1月16日（木）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 会計課用度係

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年1月16日（木）午後4時までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月17日（金）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、入札者が見積もる契約金額を賃貸借期間（回線利用期間）の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収すること。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間（回線利用期間）の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札にかかる契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be used : Vehicle Investigation Support system line

(2) Time limit for tender : 4 : 00 p.m. January 16, 2025

(Bids by Post must be received by 4 : 00 p.m. on January 16, 2025)

(3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8 - 1, Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241, 2242, 2243)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第80号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 その他の政治団体

(1) 政治資金規正法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類	届出年月日

たかがい恵 美子と未来 を創る会	高階 恵美子	池田 和正	松江市内中原町140-2 305号室	衆議院議員	高階 恵 美子、衆 議院議員	令和6年11月 8日
------------------------	--------	-------	-----------------------	-------	----------------------	---------------

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
竹部貴博後 援会	上代 純子	梅木 郁夫	雲南市三刀屋町三刀屋1112	令和6年10月15日
山田こうた 後援会	山田 浩太	山田 早紀	隠岐郡隠岐の島町上西23	令和6年10月11日
成相ひろゆ き後援会	成相 寛之	成相 さゆり	出雲市塩冶町1679	令和6年11月13日

島根県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の 氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党頓 原支部	景山 登美男	代表者の氏名	景山 登美男	内藤 眞一	令和6年9月13日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の 氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
田中武夫後援 会	隅田 智司	主たる事務所 の所在地	安来市清井町632番 地	安来市安来町763- 11	令和6年10月15日
安田栄太後援 会	坪倉 廣久	代表者の氏名	坪倉 廣久	安田 栄太	令和6年10月11日
		主たる事務所 の所在地	雲南市大東町大東 1862-3	雲南市大東町大東 1826-1	
澤田誠之後援 会	澤田 誠之	主たる事務所 の所在地	邑智郡邑南町下田 所900	邑智郡邑南町下田 所1087-2	令和6年10月19日

島根県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
高階 恵美子	衆議院議員	たかがい恵美子と未 来を創る会	松江市内中原町140-2 305号室	高階 恵美子	令和6年11月 8日

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第24号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

なお、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意（令和6年島根県公安委員会告示第21号）は、廃止する。

令和6年11月26日

島根県公安委員会委員長 藤田 和雄

1 合意した者

- (1) 松江市交通局長
- (2) 一畑バス株式会社
- (3) 島根県公安委員会
- (4) 松江市長
- (5) 雲南市長
- (6) 中国運輸局長
- (7) 松江市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
西日吉団地前（南進）	松江市八雲町日吉288
西日吉団地前（北進）	松江市八雲町日吉282-27
須谷	松江市八雲町熊野1299-3地先
若須谷	松江市八雲町熊野1264地先
市場	松江市八雲町熊野1157地先
岩室入口	松江市八雲町熊野1024地先
熊野大社	松江市八雲町熊野783地先
稲葉	松江市八雲町熊野727-6地先
矢谷入口	松江市八雲町熊野516-2地先
森脇	松江市八雲町熊野406地先
太田	松江市八雲町熊野314-5地先
大石	松江市八雲町熊野122-2地先
平原入口	松江市八雲町西岩坂919-2地先
八雲小学校	松江市八雲町西岩坂949-1地先

西岩坂	松江市八雲町西岩坂360-2地先
八雲支所	松江市八雲町西岩坂355-1地先
やくも幼保園	松江市八雲町東岩坂110地先
東岩坂	松江市八雲町東岩坂293地先
川向	松江市八雲町東岩坂197地先
八雲車庫	松江市八雲町東岩坂35-1地先
日吉(南進)	松江市八雲町日吉333-207地先
日吉(北進)	松江市八雲町日吉194-21地先
平原車庫	松江市八雲町平原752-3地先
中組	松江市八雲町平原520地先
草谷入口	松江市八雲町平原275-1地先
草谷	松江市八雲町平原380-3地先
平原ニュータウン	松江市八雲町平原352-2地先
畦石	松江市八雲町平原202地先
室	松江市八雲町平原49地先
下室	松江市八雲町平原24-16
萱野	松江市八雲町熊野2190地先
向畑	松江市八雲町平原935地先
奥殿集荷所	松江市八雲町平原1610-7地先
奥殿	松江市八雲町平原607地先
秋吉車庫	松江市八雲町西岩坂2366地先
家村	松江市八雲町西岩坂2269地先
下村	松江市八雲町西岩坂2178地先
桑並上組	松江市八雲町西岩坂1989地先
桑並中組	松江市八雲町西岩坂1775地先
別所越	松江市八雲町西岩坂1599-4地先
桑並下組	松江市八雲町西岩坂1514地先
隅田橋	松江市八雲町西岩坂1417-4地先
栗子橋	松江市八雲町西岩坂1272地先
秋吉髭入口	松江市八雲町東岩坂2436地先
鳥屋郷入口	松江市八雲町西岩坂2621-2地先
別所落合	松江市八雲町東岩坂1994地先
別所上組	松江市八雲町東岩坂1861-4地先
安部記念館	松江市八雲町東岩坂1766地先
八雲別所	松江市八雲町東岩坂1673地先
宮谷グリーンタウン	松江市八雲町東岩坂500-57地先
星上団地	松江市八雲町東岩坂1581-6地先
大明団地	松江市八雲町東岩坂1505-55地先
安田橋	松江市八雲町東岩坂426-9地先
早田	松江市八雲町西岩坂117-1地先

市立病院	松江市乃白町32-1
田和山(西進)	松江市田和山町76先
田和山(東進)	松江市田和山町85
みしまや田和山店	松江市田和山町41
湖南中学校前(北進)	松江市浜乃木8丁目2-31
湖南中学校前(南進)	松江市上乃木10丁目5-2
水源地(南進)	松江市東忌部町54-2
水源地(北進)	松江市東忌部町33-3
千本つつじヶ丘(南進)	松江市東忌部町96-9
千本つつじヶ丘(北進)	松江市東忌部町3193-4
千本(南進)	松江市東忌部町183-2
千本(北進)	松江市東忌部町183-2
平口(南進)	松江市西忌部町645-5
平口(北進)	松江市西忌部町645-5
久多美(南進)	松江市西忌部町558-9先
久多美(北進)	松江市西忌部町558-9先
客ヶ丘入口(南進)	松江市西忌部町587-6
客ヶ丘入口(北進)	松江市西忌部町587-6
中戸(南進)	松江市西忌部町623-6
中戸(北進)	松江市西忌部町623-6
忌部神社(南進)	松江市東忌部町950-4
忌部神社(北進)	松江市東忌部町950-4
忌部宮内(南進)	松江市東忌部町1086-2
忌部宮内(北進)	松江市東忌部町1086-2
熊山(南進)	松江市東忌部町2276-4
熊山(北進)	松江市東忌部町1453先
槇山入口(南進)	松江市東忌部町2268-1
槇山入口(北進)	松江市東忌部町2268-1
大川端(南進)	松江市東忌部町1878-1
大川端(北進)	松江市東忌部町1878-1
上大川端(南進)	松江市東忌部町2437-1
上大川端(北進)	松江市東忌部町2437-1

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

松江市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、その運行の態様が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行であるものに限る。）の用に供する自動車に限る。

島根県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に

関して、次のとおり合意したので告示する。

令和6年11月26日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 合意した者

- (1) 石見交通株式会社
- (2) 島根県公安委員会
- (3) 江津市長
- (4) 中国運輸局長
- (5) 江津市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東黒松（大田方面）	江津市黒松町281番1先
東黒松（江津方面）	江津市黒松町285番1先
黒松出合（大田方面）	江津市黒松町485番6先
黒松出合（江津方面）	江津市黒松町486番1先
波来浜（大田方面）	江津市後地町3348番290先
波来浜（江津方面）	江津市後地町3348番291先
道の駅サンピコ	江津市後地町976番4先
尾浜（大田方面）	江津市後地町1666番4先
尾浜（江津方面）	江津市後地町1666番1先
西尾浜（大田方面）	江津市後地町3346番13先
西尾浜（江津方面）	江津市後地町3346番13先
浅利駅口（大田方面）	江津市浅利町123番7先
浅利駅口（江津方面）	江津市浅利町137番2先
浅利本町（大田方面）	江津市浅利町865番先
浅利本町（江津方面）	江津市浅利町336番29先
浅利神社前（大田方面）	江津市浅利町792番1先
浅利神社前（江津方面）	江津市浅利町778番先
浅利海水浴場入口（大田方面）	江津市浅利町1014番1先
浅利海水浴場入口（江津方面）	江津市浅利町1014番1先
下井田	江津市波積町本郷62番1先
岩瀧寺の滝入口	江津市波積町本郷642番7先
上波積（大田方面）	江津市波積町本郷192番9先
上波積（江津方面）	江津市波積町本郷192番9先
波積	江津市波積町本郷271番先
嘉治屋	江津市波積町北177番4先
黒松入口	江津市波積町北15番5先
上都治	江津市都治町705番2先
中都治	江津市都治町1501番先
下都治	江津市都治町441番3先
松井口	江津市後地町1251番9先

敷

江津市後地町3098番11先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条に基づき登録を受けた江津市による道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送の用に供する自動車